



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 42/2014年4月号

発行日：2014年4月21日

会計業界に身を置く方々にとって、最も充実するやりがいのある季節となりました。行楽客に負けないよう笑顔で、頑張って乗り切りましょう。

I. 最新情報（2014年3月1日～2014年3月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年3月 14日	意見	IASB 公開草案 「IFRS の年次改 善 2012 - 2014 年サイクル」に対 する意見について	平成 25 年 12 月 11 日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「IFRS の年次改善 2012 - 2014 年サイクル」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 26 年 3 月 13 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2014年3月 26日	意見	IASB 公開草案 「IFRS For SMEs（中小企業 向け国際財務報告 基準の修正案）」 に対する意見につ いて	平成 25 年 10 月 3 日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「IFRS for SMEs（中小企業向け国際財務報告基準の修正案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 26 年 3 月 3 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. IT 関係
特になし

5. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014 年3月 18日	その 他	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第 52 号 「他の主体への関 与の開示」に対す るコメントの提出 について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、 2013 年 10 月に、公開草案第 52 号「他の主体への関与の開示」 （ED 52, Disclosure of Interests in Other Entities）を公表し、 広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取り まとめ、2014 年2月 28 日付けで IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2014 年3月 18日	その 他	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第 51 号 「共同支配の取決 め」に対するコメ ントの提出につい て	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、 2013 年 10 月に、公開草案第 51 号「共同支配の取決め」(ED 51, Joint Arrangements) を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取り まとめ、2014 年2月 28 日付けで IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2014 年3月 18日	その 他	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第 50 号 「関連法人及び共 同支配法人に対す る投資」に対する コメントの提出に ついて	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、 2013 年 10 月に、公開草案第 50 号「関連法人及び共同支配法 人に対する投資」（ED 50, Investments in Associates and Joint Ventures）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取り まとめ、2014 年2月 28 日付けで IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2014 年3月 18日	その 他	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第 49 号 「連結財務諸表」 に対するコメント の提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、 2013 年 10 月に、公開草案第 49 号「連結財務諸表」（ED 49, Consolidated Financial Statements）を公表し、広く意見を求 めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取り まとめ、2014 年2月 28 日付けで IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2014 年3月	その	国際公会計基準審	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、	—

18日	他	議会（IPSASB） 公開草案第 48 号 「個別財務諸表」 に対するコメント の提出について	2013 年 10 月に、公開草案第 48 号「個別財務諸表」（ED 48, Separate Financial Statements）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2014 年 2 月 28 日付けで IPSASB に対し提出いたしましたので、お知らせします。	
2014 年 3 月 24 日	そ の 他	「会計参与の行動 指針」の改正につ いて	日本公認会計士協会、日本税理士会連合会は、平成 26 年 3 月 24 日付けで「会計参与の行動指針」の改正を行いましたのでお知らせいたします。 今般の改正では、「中小企業の会計に関する指針」、「会社計算規則」の改正に対応した見直し等を行っております。	2014 年 3 月 24 日

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

【不正事例検証】

企業会計審議会から平成 25 年 3 月 26 日に「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」が公表されていることは既報の通りです。

当意見書が公表され約 1 年となりますが、不正事例は後を絶たないようです。ニュースレターでは、今後数回にわたり、最近起きた不正事例について防止策にスポットを当てて検証していきたいと思っております。

まず、今回は、東証一部上場企業の株式会社リソー教育における売上不適正計上についてです。

同社は、学習塾事業（TOMAS）を直営方式で運営し、1 対 1 の個別指導方式を特徴としています。また、グループ内企業に、家庭教師派遣教育事業を営む株式会社名門会、幼児教育事業を営む株式会社伸芽会等を抱えています。

同社は、平成 25 年 11 月下旬、証券取引委員会の任意調査を受け、同社及び連結子会社である株式会社名門会の過年度の売上について適切な会計処理が行われなかったなどの疑義が明らかとなり、平成 25 年 12 月 16 日付でこの調査のための第三者委員会を設置、また、平成 26 年 2 月 10 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」を公表しました。さらに、同年 3 月 4 日再発防止委員会の設置を発表しています。

調査報告書による不適切な会計処理の概要

①過去のリソー教育グループにおける売上の不適正計上金額は、リソー教育、名門会及び伸芽会の 3 社で合計 8,308 百万円。

②正確なコマ数（契約上のコマ数、消化したコマ数、未消化コマ数）を把握するための「J システム」（契約・時間割管理システム）への仮装入力や隠れたコマの存在。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

③本件不適切な会計処理の特質は、黒字決算等を目的とした経営トップの主導による粉飾決算とは異なり、現場の上位管理者が中心となって、それぞれの担当部署の売上目標を達成するため部下社員と内部共謀して売上の前倒し計上等の方法を使って敢行したという点。

第三者委員会調査報告書による提言と私見

①売上を過度に重視する経営方針の見直し

経営方針として売上を重視するという事は当然です。しかし、今回のケースでは、過度に重視することが、非現実的な事業計画を掲げ、行き過ぎた人事評価やペナルティ教育につながり、結果として不適切な会計処理に至ってしまいました。

過度に重視するということが、必ずしも不適切な会計処理を生むことにはならないと思います。が、不適切な会計処理を生む環境や土台を確実に作ってしまうようです。

さらに、売上重視と人事評価が過度につながることで、一部の管理者及び関係者の私利私欲の追求となり、上場会社における多様な利害関係者の利益の追求を求めることができなくなった事例であります。

経営者（創業者）が、事件に直接関与したか否かは明らかではありませんが、売上を過度に重視し、目標達成できた者とできなかった者との過度な人事評価の差が、非常に不正リスクの高いものであると進言できていたら、今回の事例のような事は起こらなかった可能性もあります。

②取締役、監査役会、内部監査室等の充実強化

取締役（会）の代表取締役への監視機能の強化及び各取締役による健全な企業統治の実効のためには、社外取締役の法制度化が最も有効なものでしょう。その際、グループ間の取締役や近親者などは社外取締役と認めない、といった要件の厳格化も必要だと思います。

また、監査役（会）においても、まったく同じことが言えると思います。報酬の決定方法の問題、人材確保の問題等、解決すべき問題は多いと思いますが、社外監査役制度の法制化も具体化していく段階になっているのではないのでしょうか。

さらに、内部監査室は、現場レベルでの不正を最も身近で、また、影響の小さいうちに摘み取ることができるものと考えられ、今まで以上の監査役等との連携はもちろん、他部署特に営業部門への権限強化等が必要だと言えます。

③適切な会計システムの構築

同社は、Jシステムという契約・時間割管理システムを導入し、契約別の授業コマ数（契約コマ数と未消化コマ数）の管理を行い、また、これと会計システムであるF×4を連動させて利用しています。

今回の事例では、このJシステムへの仮装入力、及び、これと会計システムであるF×4間の不正確な連動が、不適切な会計処理の誘因の一つになりました。

まず、Jシステムへの仮装入力については、複数担当者の相互監視や管理者の承認、また、システム間の不正確な連動については、サンプルベースでの原始証憑との突合という簡易と思える内部統制手続きで防止できたはずで、さらに、システム運用監査は、内部監査室やシステム部等の部署で行われるべきで

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

した。

おわりに

会社の上層部が関与する不正は、発見が困難でしかも多くの者を巻き込み複雑化することが多いようです。不正防止は、結局、経営者を含む全社員のモラルへの依存度が高く、これを補てんするための各種研修や教育が必要です。さらに、全社員の認識を高めたとあてでの内部通報制度は有効に機能するでしょう。誠に残念ながら、性悪説を前提として取り組まざるを得ないのが現状です。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703